

[事案 2025-43] 契約内容変更等請求

・令和7年12月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、本来契約できるはずであった基準利率を適用して遡及的に契約の成立を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

他社で契約していた終身保険2件（以下「他社契約」）を解約し、その解約返戻金を一時払保険料に充てることとして、令和6年6月に利率変動型一時払終身保険（米ドル建）を契約したが、募集人の誤説明により、同年6月末までに一時払保険料を支払わなかったため、同年6月の基準利率で契約が成立しなかった。以下の理由により、主位的に、同年6月の基準利率を適用して遡及的に本契約が成立したことの確認を求め、予備的に、慰謝料の支払いを求める。

- (1) 契約時、募集人に対し、いつ保険料を振り込めばよいかを尋ねたところ、「他社契約の解約返戻金が入金されてから支払ってください」と言われた。
- (2) 令和6年7月初旬に、他社契約の解約返戻金が入金されたため、募集人に対し、本契約の保険料を振り込みたい旨伝えたと、同年6月末までに保険料が入金されていないので今回の契約は不可であると言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款によれば、当社が責任を開始する日（責任開始日）を契約日とし、保険期間および契約年齢の計算は、この日を基準として行うものとされており、また、責任開始日は、当社が保険契約の申込みを承諾した後一時払保険料を受け取った場合は、一時払保険料を受け取った時となっているため、約款上、当社において一時払保険料を受領しない限り、契約日は設定されず、本契約も成立することはない。
- (2) 一時払保険料を受領しない限り、保険期間および契約年齢の計算の基準日となる契約日が設定されないということは、申込書、ご契約に際しての重要事項、約款に記載されており、仮に募集人の説明に不適切な点があったとしても、慰謝料請求権の発生を肯定し得る違法行為には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が保険料の入金日について誤った説明をしたため、令和6年6月を基準日とする契約が成立しなかったということは認めることができ、損害の発生がうかがえないとしても、結果として、他社契約は解約されており、申立人はこれについての不利益を受けている。
- (2) 募集人は、事情聴取において、保険会社担当者から、入金は無関係な旨の回答をされたた

め、誤説明をしたなどと陳述しているが、その際、入金日が7月になった場合に基本保険金額等が計算される基準日がいつになるかを明確に確認しておらず、約款等の記載を見ることもなしに入金日は基本保険金額に関係がないと思ってしまう反省しているなどと陳述している。

(3)本契約の注意喚起情報によれば、「保障を開始する時期についてご確認下さい」という表題の項目があり、責任開始期についての説明が記載されているが、募集人は、事情聴取において、この部分の説明を十分にしておらず、説明をしていれば分かったかもしれないなどと陳述しており、募集人が少しの注意を払っていれば、本件のような誤説明が生じることはなかったと思われる。

(4)申立人は事情聴取において、人間であれば誰しも間違えることはあり、まず謝罪してもらえば、このような紛争にするつもりはなかった、募集人はすぐに謝ってこられたが、保険会社担当者からは、齟齬があったなどと説明されただけで一言も謝ってもらっていないなどと陳述しており、保険会社の事後対応が申立人の心情に十分配慮できていなかった可能性があり、これが紛争の原因の一つになっているということは否定することができない。